

区域の整備に関する基本計画	整備の目標		<p>伝統的町家を保存修理し、景観を守り伝えるため比較的新しい店舗なども修景を施し、西上町の旧往還沿いに整備した防災型の町家「まちなみ交流館 旧松木家住宅」、矢部川沿いの「南仙かわばた公園」など、町家と水路を中心とした伝統的な景観資源を積極的に活用し、安心・安全な歴史的なまちづくりを推進していく。平成21年に八女市との合併を果たし、自治行政の中心地ではなくなったため財源確保が喫緊の課題となるなか、伝建地区と一体化した地区設定により、合理的でコストバランスに優れ、早期に効果発現の期待できる社会資本整備を推進する。具体的には、旧往還道、通路・水路美装化、街路灯設置や信号等美装化、伝統的町家の修理・修景を行うことを目標とする。</p>
	整備の時期		<p>平成22年度に街なみ環境整備事業方針を策定、今後、平成23年度から平成32年度までの10カ年で地区施設整備（生活環境施設整備、修景施設整備）事業を完了する。</p>
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	<p>歴史的な景観軸である旧豊後別路を骨格としてヒエラルヒーのある景観整備を図り、旧往還道は上位グレードとして脱色アスファルトにより美装化する。 なお、道路美装は、極力自然素材を活用し、粗骨材が浮き出る表面仕上げのデザインを採用する。</p>
		小公園等	
		その他	<p>矢部川から派生して整備された水路網について、農業水利としての機能を維持しながら、町並みと一体化した景観整備により、伝統的工法（玉石、切石等を活用）により親水空間としての機能を向上させる。旧往還沿いの町家の修理・修景を積極的に実施し、八女黒木大藤まつりの拠点の一として、文化観光交流などの集客拠点としての観光交流施設の整備を図る。また、案内板や街路灯など景観に配慮して設置し、信号機等は耐用年次を考慮して順次LED化と支柱の塗装変更を実施する。</p>
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	<p>住宅等の整備は、「八女市文化的景観条例」に基づき、「黒木伝統的建造物群保存地区保存計画」に従い、伝統的建造物を修理・修景し、それ以外の住宅等は新築・増築・改築、大規模な模様替えに際し、伝統的町並みにふさわしい形態・意匠として修景し、周囲の景観との調和を図る。なお、その際、建築基準法との整合性について十分考慮する。</p>
		敷地	

【位置図】

区域名 黒木

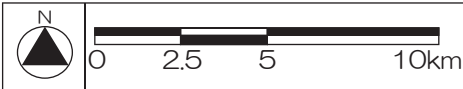


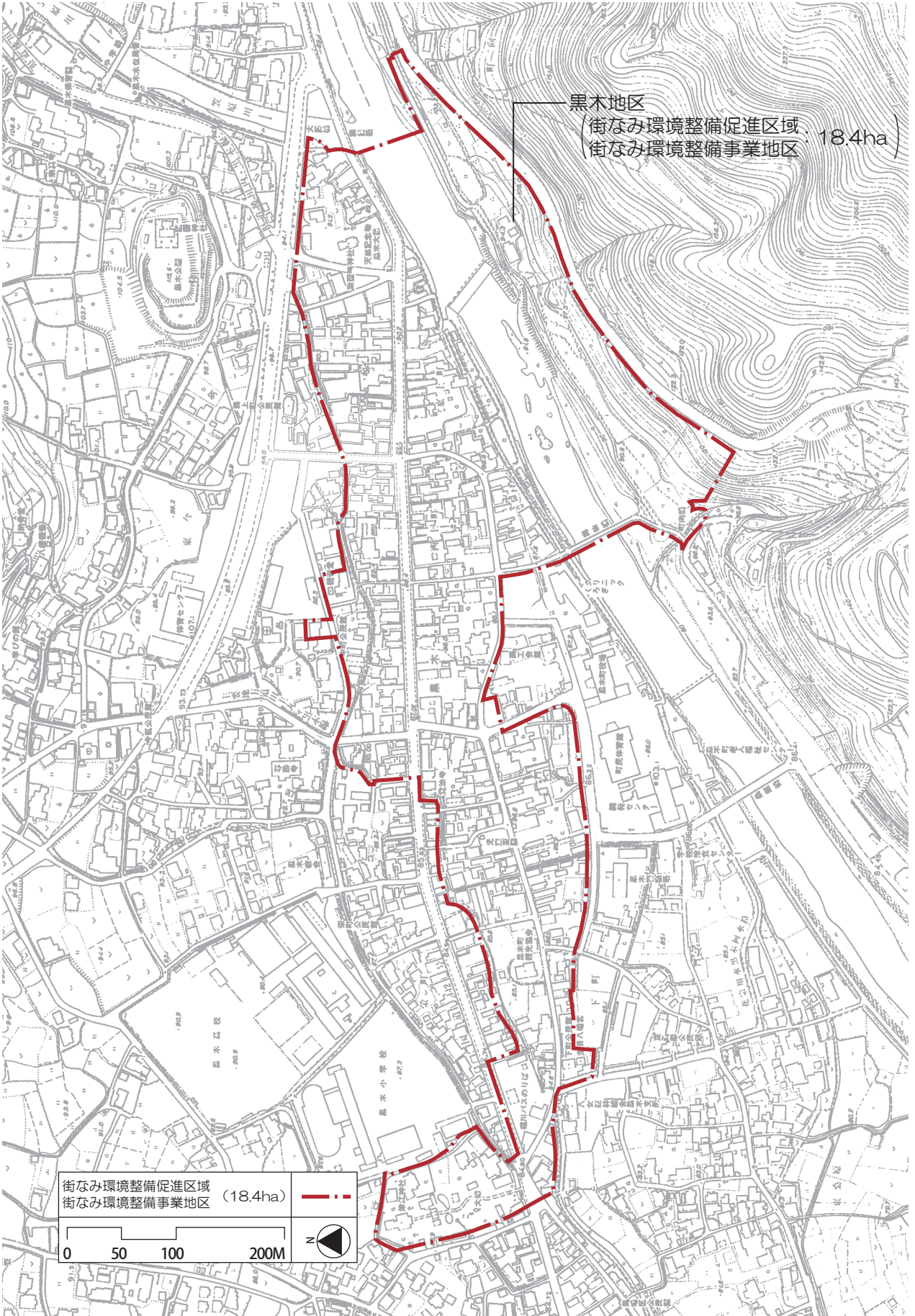
街なみ環境整備促進区域  
街なみ環境整備事業地区  
(約18.4ha)

用途地域

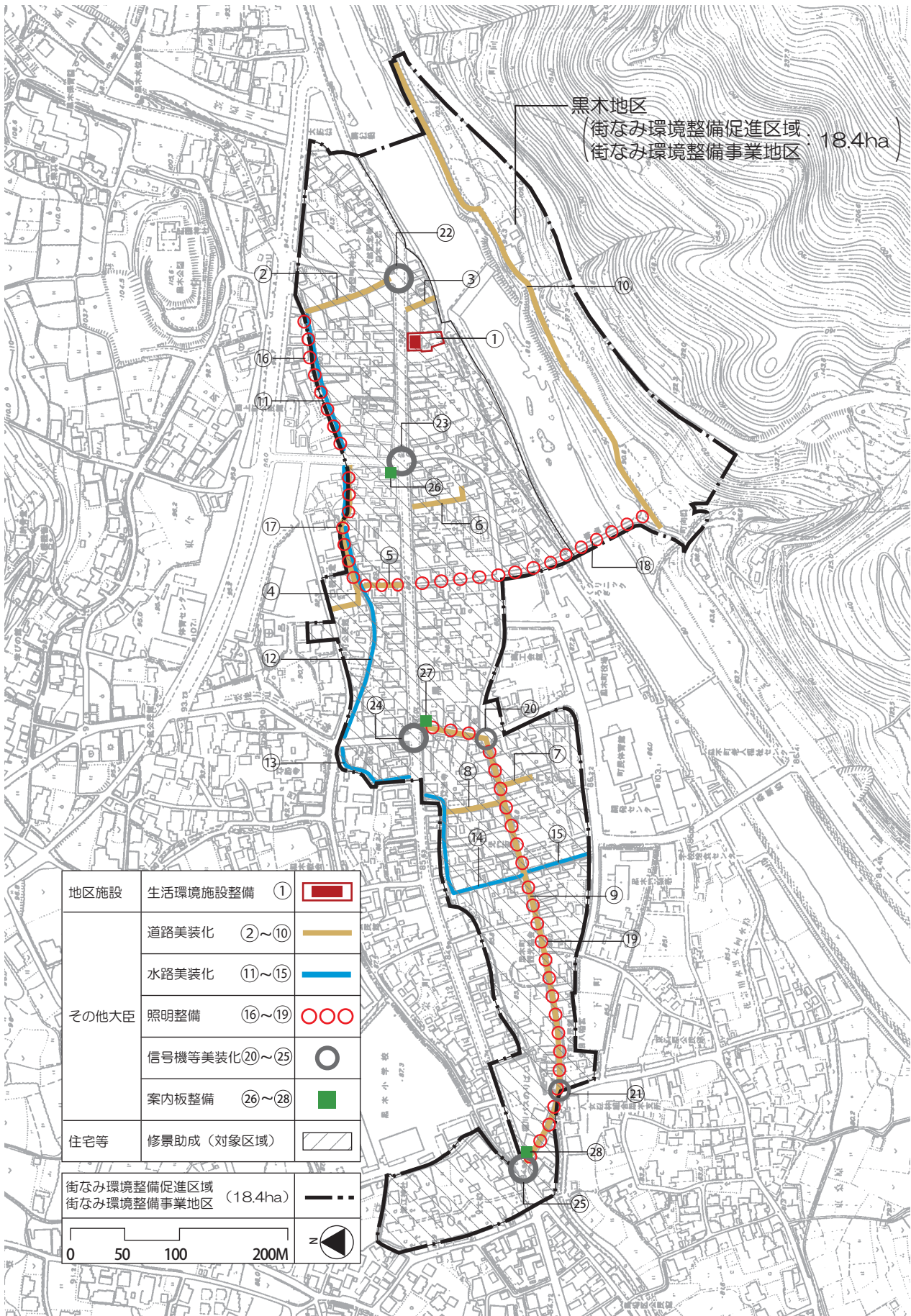
黒木都市計画区域

市町村界





# 街なみ環境整備方針



街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	大川市	区域名	小保・榎津
区域 現況	区域の概況	<p>大川市の中心市街地の南端側に位置する小保・榎津地区は、旧柳川藩と旧久留米藩の藩境のまちで、国指定重要文化財の旧吉原家住宅や市有形文化財の高橋家住宅をはじめとした江戸期からの歴史的な町並み景観を有しており、本市の基幹産業である木工業発祥の地でもあり昔ながらの職人の生活が残っている状況である。</p> <p>近年、町家建築の建替えが進行し、町並みとしての一体性に欠ける場所も目立つようになってきている。しかし、依然として町並みとそれを構成する上質の町家が多数残されている。小保・榎津地区の固有性が活かされる住環境の形成に向けて、町並みの連続性の回復を図りつつ、残された町並みの保存に取り組んでいくことが求められている。</p>			
	道路の現況	<p>小保・榎津地区の道路網は、藩政期の街路構成を継承するものであり、主軸をなす2つの道筋は、美装化が行われ、地元住民の暮らしにうるおいを与えている。沿道の町並みの中には国指定重要文化財である旧吉原家住宅、市有形文化財である高橋家住宅等が位置し、主軸の道筋がこれら建造物を訪れるアプローチ道路としての役割も担っている。更に、町並みを舞台とした地元イベント「藩境のまち 肥後街道宿場を歩く」がこの道筋を中心に開催され、多くの来訪者が訪れている。</p> <p>一方、この2本の主軸以外にも歴史的街路を構成する道路が見られるが、未整備の箇所があり、地元住民や来訪者が楽しく回遊できる道路空間の整備が課題となっている。</p>			
	公園等の現況	<p>小保・榎津地区の西側には藩境のまち広場（小保）が整備され、東側には休憩所がある藩境のまち広場（榎津）が整備されている。これらの広場については、駐車場が併設され、来訪者をもてなす小公園としての活用が期待されている。</p> <p>一方、城山公園においては、老朽化が目立ち、榎津城跡である由来も伝わる公園になっていない。地元住民の憩いの場、榎津城跡の来訪者をもてなす公園として、その再整備が課題である。</p>			
	地区住民のまちづくり活動の概要	<p>平成21(2009)年に発足した「藩境のまちづくりを考える会」は、『藩境のまちづくり宣言』を掲げ、『小保・榎津 藩境まちづくり構想』を策定し、藩境のまちとしての歴史を活かしたまちづくりに取り組んでいる。</p> <p>主な活動として、伝統的建造物群保存地区の先進地視察や「藩境のまち 肥後街道宿場を歩く」にて大川木工母胎のまちをアピールするための「まちななか博物館」という企画運営に取り組んでおり、同イベント時には多くの人々が訪れている。</p>			

区域の整備に関する基本計画	整備の目標	伝統的建造物の保存と町並みの連続性の回復を図り、小保・榎津地区の住民に郷土に対する誇りと快適な生活環境を提供する取り組みを通して、人々が定住し、来訪者にとって魅力のある小保・榎津の実現を整備目標とする。	
	整備の時期	平成26年度～平成35年度（10カ年）	
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	市道庄分町津村口線において県道若津港線から県道新田榎津線までのうち、自然色舗装による美装化が済んでいない路線の美装化を同整備水準で実施する。 その他道路（区域内の市道中ノ船津線、市道中ノ船津新町線、市道矩手上町市場線、市道横町線、市道浦町中ノ船津線、市道城町本町線、市道本町中ノ船津線）についても、地元住民や来訪者が歩きやすい道路としての整備を実施する。 これら道路整備を通して、沿道の伝統的町家を活用した取り組みを誘発し、市民及び来訪者に対し、町並みの顕在化を図る。
		小公園等	小公園は、小保・榎津地区の歴史を表現し、あるいは町並みと調和したオープンスペースとして整備する。地元住民にとっては身近な憩いの場となり、来訪者にとっては、まちを散策する中で休息できるオープンスペースとしての整備活用を図る。
		地区防災施設	小保・榎津地区の町並みを火災から守るために、消防用の屋外消火栓の設置に取り組む。
		生活環境施設	生活環境施設は、小保・榎津地区の主軸を構成する2つの道筋沿いに点在する既存の伝統的建造物の有効活用を基本とする。整備にあたっては、当該伝統的建造物を取得し、復原修理を基本としつつ、地元住民によるまちづくりの活動拠点として活用できる地域交流施設の整備を実施する。また、その公開活用にあたっては、旧吉原家住宅との連携に努める。
		その他	大川市公共サイン計画（平成25年6月策定）に基づき、伝統的建造物や歴史的な通りの交差点など重要な地点において、その歴史性を容易に認識し理解できる案内サイン、歩行者系誘導サイン、定点サイン、車両系誘導サインの設置に取り組む。
	関する住宅等の整備に関する基本事項	住宅等	「大川市小保・榎津伝統的町並み調査報告（平成10年3月）」で抽出された伝統的建造物を修理・修景し、町並みの歴史的風致の維持向上を図る。 伝統的建造物以外の一般住宅及び外構等の修景については、伝統的町並みにふさわしい形態・意匠として修景し、周囲の景観との調和を図る。
	その他の事項	地区住民で構成されている「藩境のまちづくりを考える会」の活動を支援する。	

【位置図】

区域名または地区名

小保・榎津地区

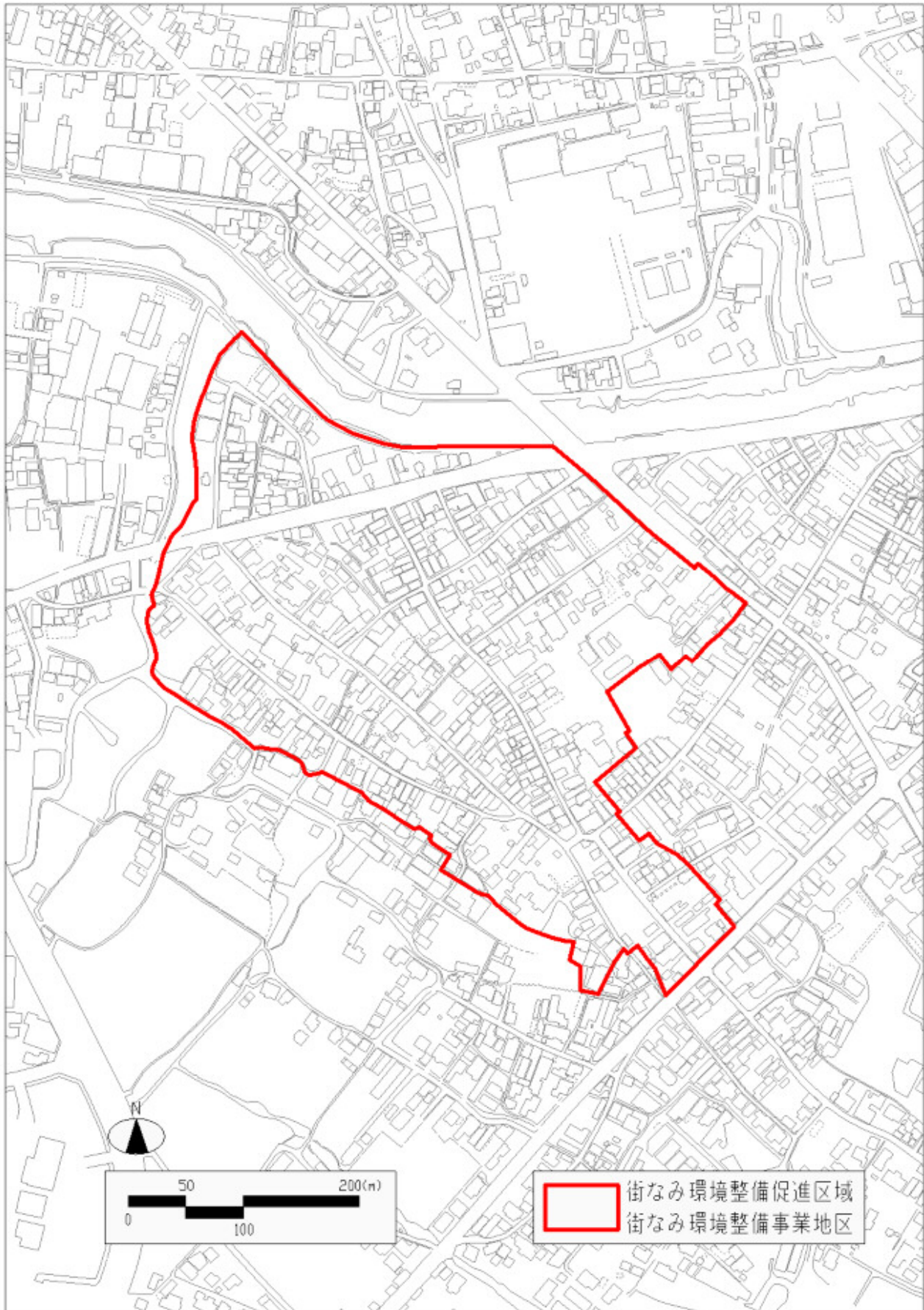
市町村位置図



【区域図】

区域名又は地区名

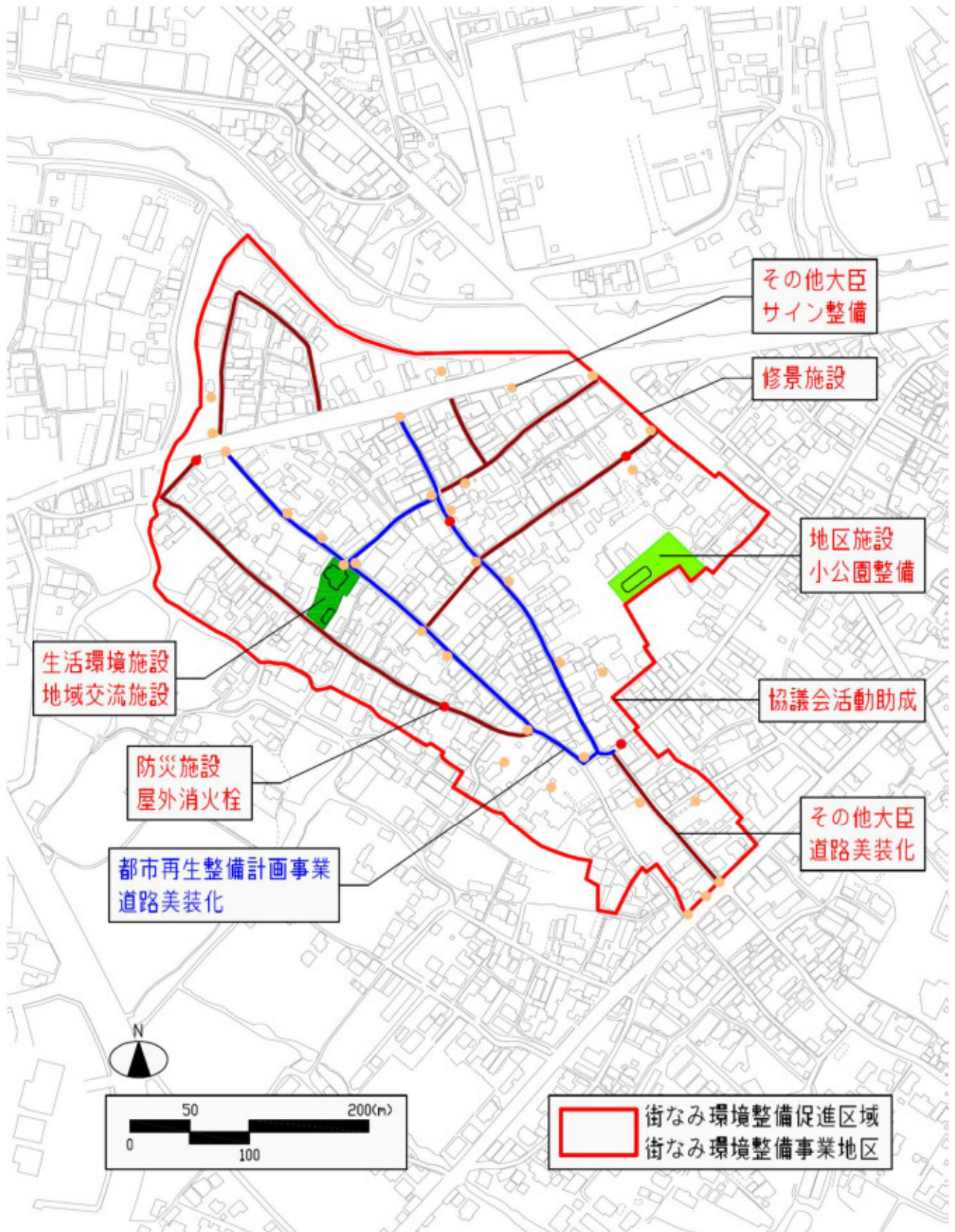
小保・榎津地区





【整備方針図】

地区名	小保・榎津地区
-----	---------

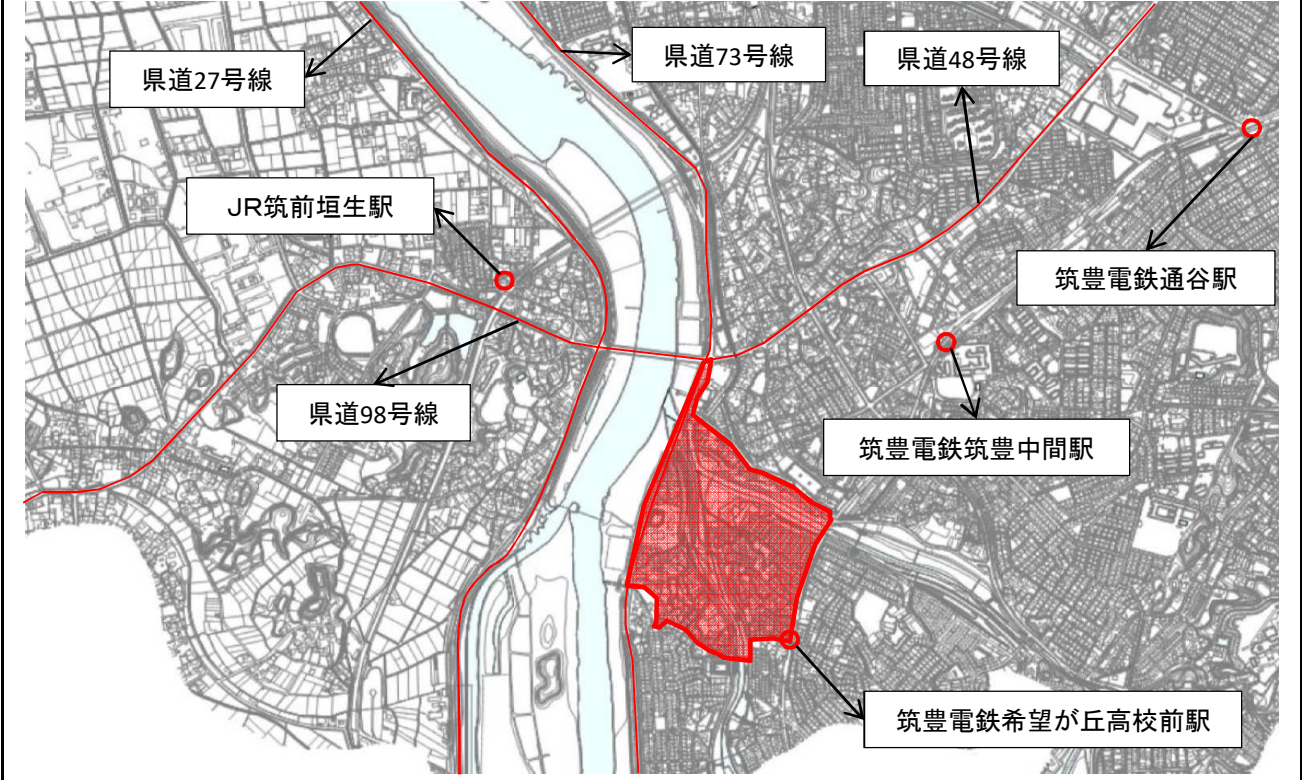
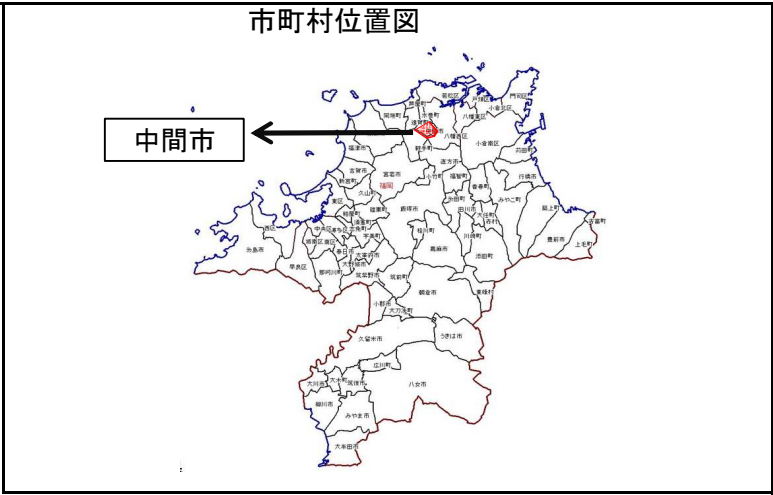


街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	中間市	区域名	土手ノ内
区域現況	区域の概況	<p>中間市土手ノ内地区は、日本の近代化を鉄鋼業分野で牽引した官営八幡製鐵所に工業用水を供給する遠賀川水源地ポンプ室が所在し、ポンプ室の操業開始とともに従業員官舎や周辺の炭鉱従事者が集まり、住宅地が形成・発展した歴史がある。</p> <p>中間市土手ノ内地区は、遠賀川と世界遺産遠賀川水源地ポンプ室を眺望できる景観を含んだエリアである。</p> <p>区域内は、第1種住居地域、第2種低層住居専用地域となっており、区域の東側境には、教育施設と北九州市八幡西区と直方市を結ぶ筑豊電気鉄道電停がある。世界遺産登録後は、通勤通学以外に観光客の利用も増加しており、閑静な住宅街の様相が変わりつつある。</p> <p>本市は、平成26年に中間市景観計画の策定を行い、遠賀川水源地ポンプ室を市景観重要建造物に指定し、土手ノ内地区を遠賀川の自然と歴史ある景観を守る重要な地区と定めている。</p>			
	道路の現況	<p>当該区域には、幹線道路の県道73号線が南北に貫通しているが、その他の道路は市道であり、区域の中核をなす遠賀川水源地ポンプ室に面した市道は離合が困難となっている。さらに幹線道路と市道の接続部は慢性的な交通渋滞を起こしている。</p>			
	公園等の現況	<p>当該区域には公園は3箇所が存在する。また、区域内を流れる一級河川水系の河川敷は地域住民の憩いの場となっている。</p>			
	地区住民のまちづくり活動の概要	<p>当該地区では、地区住民の清掃活動が定期的に行われている。また、世界遺産登録への取組みを契機に地区の歴史を学ぶ学習会も開催されている。</p>			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標	<p>世界遺産登録を契機とした観光客の流入による生活環境への悪影響（違法駐車、交通渋滞、歩行者の増加）を改善し、地区住民が世界遺産をシンボルとして愛情と誇りを有するゆとりとうるおいのある良好な街なみを整備する。</p>			
	整備の時期	平成28年度～令和9年度			
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	整備区域周辺の交通渋滞の解消や案内表示等による違法駐車対策を図る。		
		小公園等	整備方針に基づき、地区住民の交流促進の場として活用し、良好な街なみを整備する。		
		景観重要建造物等	<p>人々の交流と住環境の共存を目指したまちづくりを推進するため、まちづくりのシンボルである世界遺産遠賀川水源地ポンプ室(景観重要建造物)の整備を行い、世界遺産をはじめとする歴史遺産を活かした良好な景観の維持・保全を図る。</p> <p>整備にあたっては、景観法及び官営八幡製鐵所管理保全計画書に基づく世界遺産価値を保全するための整備方針について、世界遺産条約による管理保全の関係機関への報告・承認を経て、ユネスコ世界遺産委員会への報告や所有者との協議を重ねながら進めていく必要がある。</p>		
	その他	<p>来訪者が地域住民の住環境に悪影響を与えることなく地域の資産を見学できるよう案内表示等を設置し活用している。また、世界遺産のある街なみ景観に調和した、郷土愛につながるストリートファニチャー等の整備や道路美装化を行う。</p>			
住宅等の整備に関する基本事項	住宅	第1種住居地域と第2種低層住居専用地域であることと、市景観計画や屋外広告物条例による規制が設けられている。			
	敷地	都市計画法の用途地域に基づき敷地の制限が行われている。			
その他の事項					

【位置図】

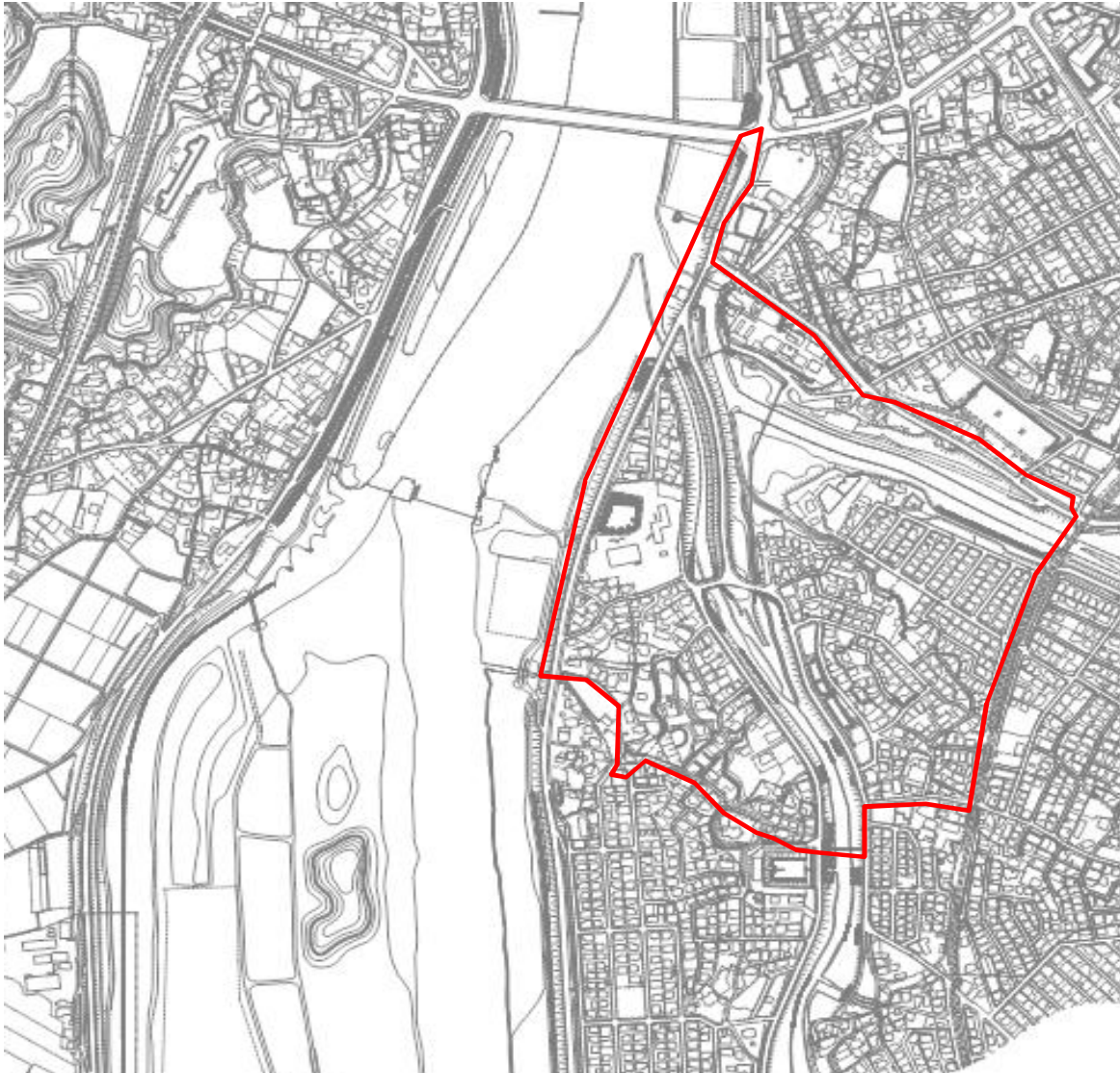
区域名または地区名	土手ノ内地区
-----------	--------



【区域図】

区域名又は地区名

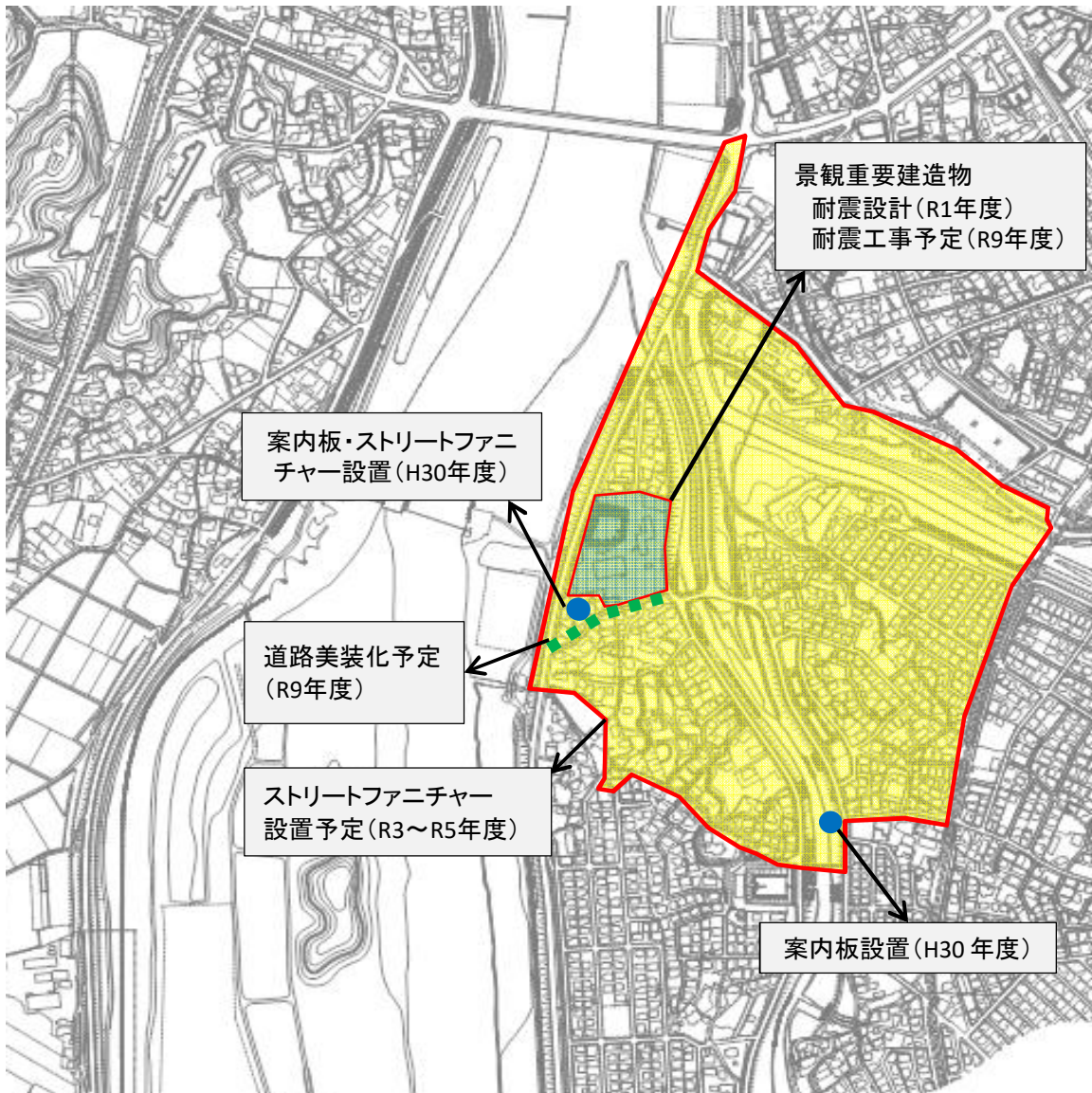
土手ノ内地区



○ 街なみ環境整備促進区域、街なみ環境整備事業地

【整備方針図】

地区名	土手ノ内地区
-----	--------



- 景観重要建造物整備予定地
- ストリートファニチャー設置予定地
- 道路美装化予定地
- 街なみ環境整備促進区域、街なみ環境整備事業地区

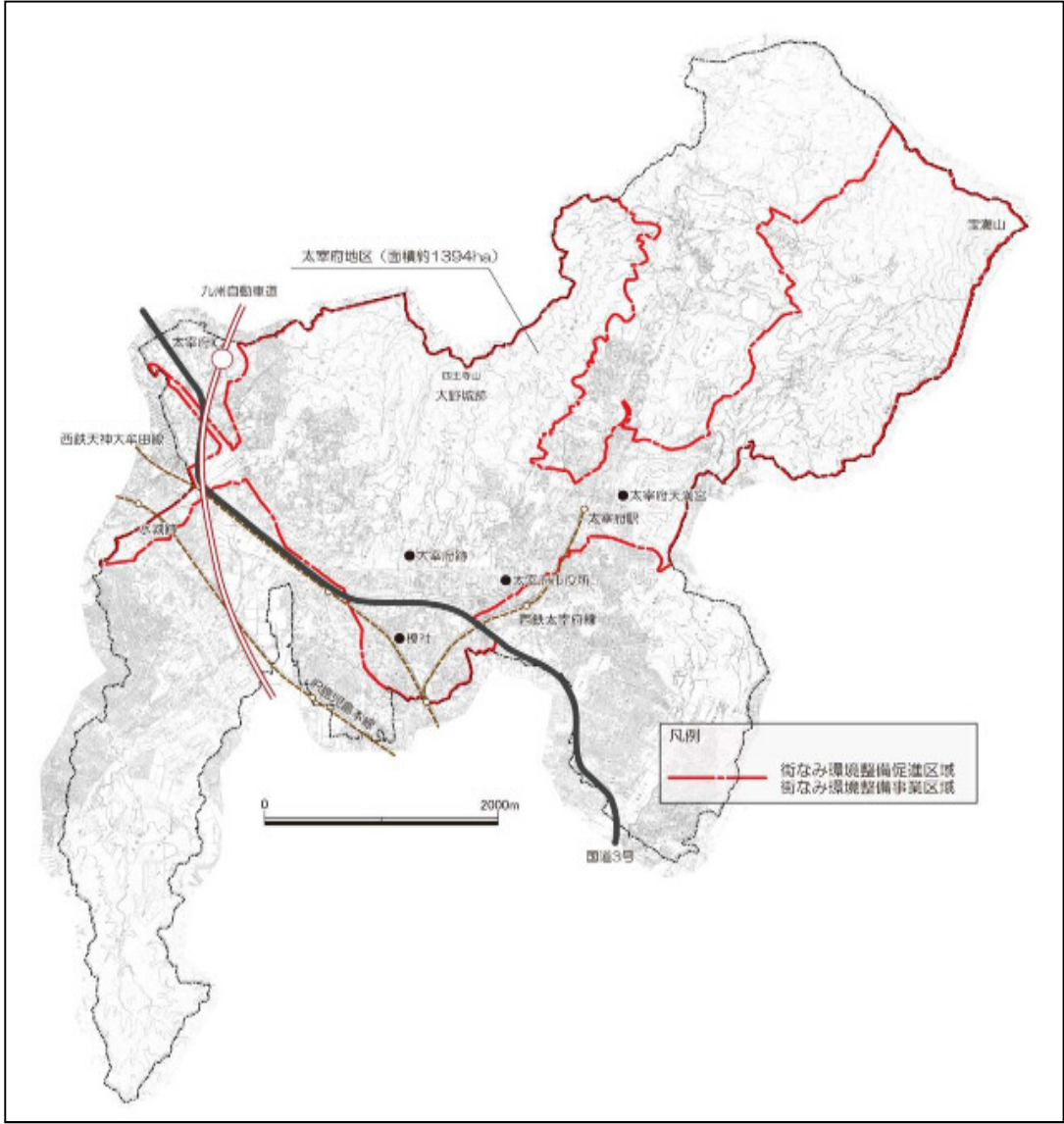
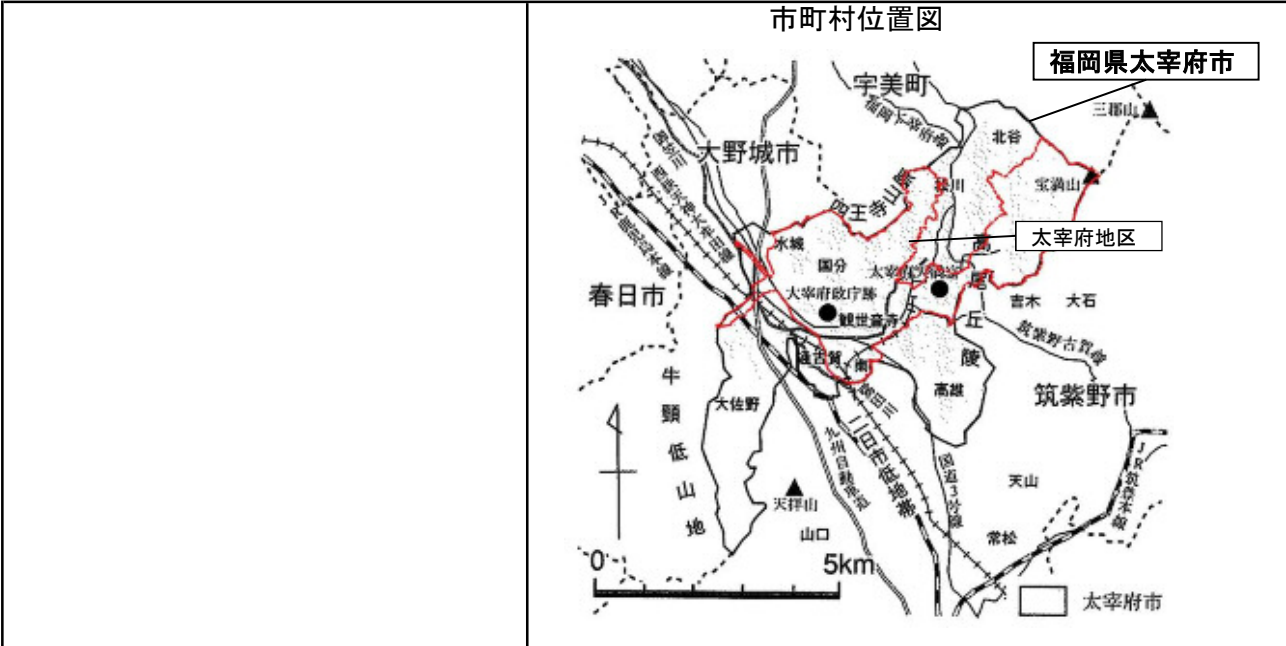
街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	太宰府市	区域名	太宰府
区域現況	区域の概況	<p>太宰府区域は、古代九州の政治軍事の拠点であった太宰府に関連する大宰府跡、水城跡、大野城跡や太宰府天満宮、さらに修験道の山としての宝満山など名所・旧跡が豊富に残り、特に天満宮の門前には江戸期以降の民家建築が残る歴史的な街なみが残されている。現在の市街地は、古代大宰府の条坊のまち区割を引き継いでいる箇所が随所に見受けられ、また江戸時代の絵図にも門前の骨格を成す参道や小鳥居小路、また日田街道やどんかん道、参詣道などの通りが現在の道路と比定できるといった歴史的な市街地構造を継承している。</p> <p>こうした歴史的市街地とそこに残る歴史的建造物と一体となって、天満宮の祭礼である神幸式、また名所・旧跡を巡るさいふまいの習慣やその参拝客をもてなす門前の営みなどが連続と受け継がれ、太宰府区域には特徴的な歴史的風致が形成されている。しかし、門前において平成14年からの7年間でおよそ20棟の歴史的建造物の滅失が確認され、その後の敷地が空き地や駐車場化する状況も見受けられる。また歴史的通りの沿道も市街地の近代化や道路整備に伴って、歴史的風致を認識しづらい環境となりつつあり、こうした課題に対応し歴史的風致の維持向上を図ることが求められている。</p>			
	道路の現況	<p>区域内には九州自動車道並びに国道3号といった主要幹線道路が位置しているほか、県道が6路線ある。特に国道3号から太宰府天満宮への主要アクセスである主要地方道筑紫野古賀線や九州国立博物館へ向かう筑紫野太宰府線はイベント開催時等には渋滞が発生する。</p> <p>門前については、筑紫野古賀線が外周を取り巻くように配置され、通過交通は排除されている。参道は太宰府駅以东について車の乗り入れ制限している。小鳥居小路～溝尻～雀田の南北軸は生活道路として一定の交通量があるが、幅員は概ね4～6m程度で歩道が設置されていない。</p>			
	公園等の現況	<p>太宰府区域の3割強にあたる約450haが国の特別史跡・史跡に指定されており、中でも大宰府跡は整備公開が図られ、市民や来訪者が集うオープンスペースとして活用されている。市街地後背の緑地となっている大野城跡（四王寺山）や線状の緑地帯として市街地のアクセントとなっている水城跡も復元整備や環境整備が実施されている。ただし、四王寺山や宝満山は竹木の繁茂や豪雨災害等により荒廃が見られるほか、四王寺山の市民の森は四阿が老朽化するなど風景の維持が課題となっている。</p> <p>天満宮門前は、天満宮の社叢や四王寺山裾野の緑に囲まれた空間となっており、幸ノ元溝尻水路が南北に流れている。幸ノ元溝尻水路は、天満宮の社地と町地の分かち結界の意味を持ち、門前の空間構造を理解する上で重要な歴史的建造物である。</p>			
	地区住民のまちづくり活動の概要	<p>太宰府区域においては、これまでも「竹の曲保存会」（県無形民俗文化財）や「木うそ保存会」（知事指定特産民芸品）、史跡解説員など本市の歴史と伝統を反映した住民の活動が展開されてきたところであるが、平成22年度からは本市独自の制度である太宰府市民遺産の育成団体として計12団体が歴史的建造物等の文化遺産の保護や後継者育成、啓蒙活動等を展開している。</p> <p>また、歴史的風致維持向上計画の認定を契機に歴史まちづくりへの機運が高まっており、門前では平成24年度に地区の居住者を主体としたまちづくり協議会を発足させ、門前のまちづくりを住民・行政が一体となって取り組んでいる。</p>			

区域の整備に関する基本計画	整備の目標	<p>太宰府区域のまちづくりは、太宰府固有の歴史的風致を具体的に構成している天満宮とその門前の歴史的市街地や古代に遡る太宰府関連史跡群や寺社などの歴史的建造物の保存整備を推進することで、住民生活に誇りと快適な生活環境を実現するとともに、古代太宰府より連綿と続く太宰府の歴史文化をさらに際立たせることによって、人々が来訪し交流することで、より地域の活力が向上することを目的とする。</p>	
	整備の時期	<p>平成22年度に国の認定を受けた「太宰府市歴史的風致維持向上計画」の計画期間である平成34年度の13年間で地区施設整備、生活環境施設整備、並びに街なみ整備助成（歴史的風致形成建造物の保存修理、その他住宅への修景）事業を実施する。</p>	
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	<p>区域内の道路については、原則として旧日田街道、参詣道、どんかん道、旧条坊痕跡をとどめる道路などの歴史的通りを美装化の対象として、沿道の歴史的資源を活用しながら、市民及び来訪者に対し、道路の歴史的な意味を顕在化させることを目指す。そのため美装化にあたっては、通りの歴史的な文脈を十分に解釈し風格のある意匠とするともに、門前の歴史的市街地、近代的な市街地、史跡地内など、その場所場所に調和した素材と色調とする。</p> <p>区域内の通路については、歴史的通りと一体的に回遊ネットワークを形成している路線を対象として、より安全かつ快適な歩行者空間を確保することを基本とする。</p>
		小公園等	<p>広場や小公園は、歴史的風致を構成する建造物や歴史的通りの沿道等で歴史的な由緒、伝説等と関連する場所で整備することを基本とし、さいふまいの回遊拠点、太宰府関連史跡群の継承と保護にみる歴史的風致の維持向上を目的として、また歴史的風致に親しめる環境として活用されるようにする。</p>
		その他	<p>生活環境施設については既存の歴史的建造物の有効活用を基本とし、歴史的風致形成建造物の指定を前提として、これを取得し、地元住民が歴史まちづくりの活動拠点として活用できるような整備を実施する。</p> <p>小鳥居小路の水路については、歴史的風致形成建造物に指定したうえで、現在暗渠となっている水路の保存修理を実施し、門前の軸線である小鳥居小路の歴史的な文脈を踏まえた景観を保全・復旧する。</p> <p>サインならびにガイダンス施設の整備にあたっては、歴史的建造物や歴史的な通りの沿道、また構口や交差点などの歴史的に重要な地点において、その歴史性を容易に認識、理解できるような環境整備を実施する。また、事業によって向上された歴史的風致に親しむことを通し、事業効果を促進するための便益施設として、歴史的風致を構成する文化遺産を説明するとともに、かつ多目的に利用できる駐車場ならびに広場の整備を行う。</p>
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	<p>「太宰府市歴史的風致維持向上計画」に基づき指定された歴史的風致形成建造物を対象に、歴史的風致の維持向上に寄与する修理等に対して、所有者に費用の助成を行う。修理等の内容については、案件毎に所有者と行政が密に協議して決めることとなるが、必要に応じて文化財的な調査を実施するなど履歴に基づいた修理を実施し、建造物を往時の姿に修復、復原することを基本とする。</p> <p>その他住宅の修景整備については、地元住民で組織される協議会により、地区の景観や歴史的風致の向上に資する基準を定め、それに即した案件について補助を行う。当面は、協議会での基準の策定と共有化を支援し、本格的な修景助成については平成28年度以降での実施を目途とする。</p>
		敷地	<p>住宅の修理・修景と合わせて実施される外構の整備に関しては、上記住宅の整備に関する事項に準じ、今後協議会で策定される基準に基づく整備を実施することとする。</p> <p>それ以外の敷地は、歴史的通りの沿道の住宅や路外駐車場等について、通りに面する部分の緑化による沿道景観の形成を図るものとし、平成26年度以降に実施する。</p>

【位置図】

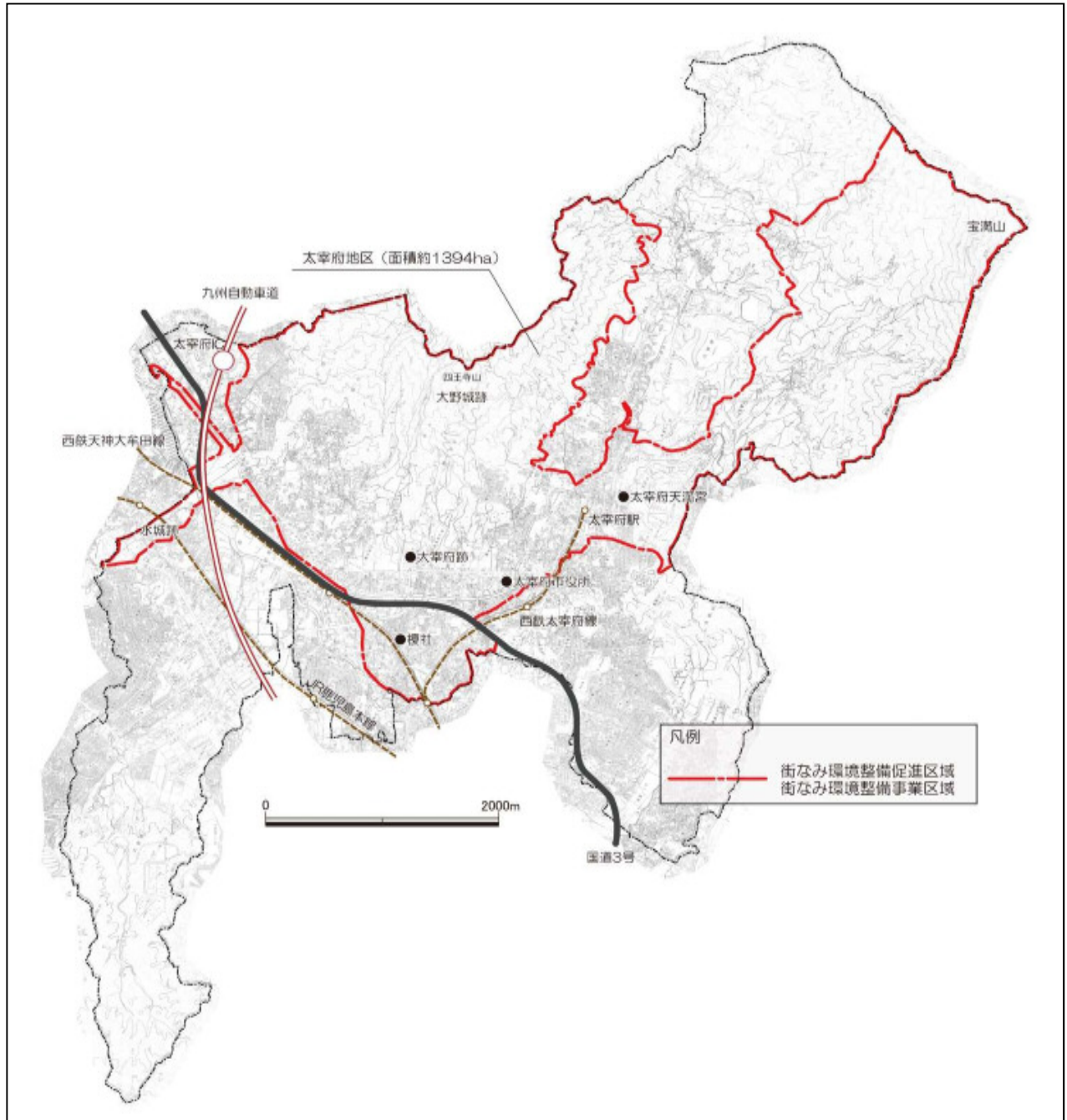
区域名または地区名	太宰府地区
-----------	-------





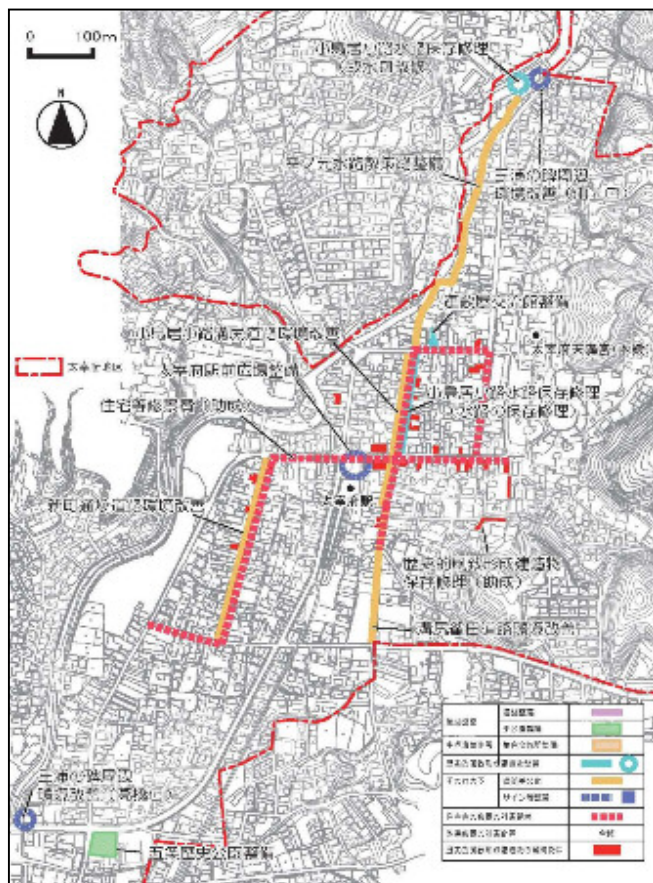
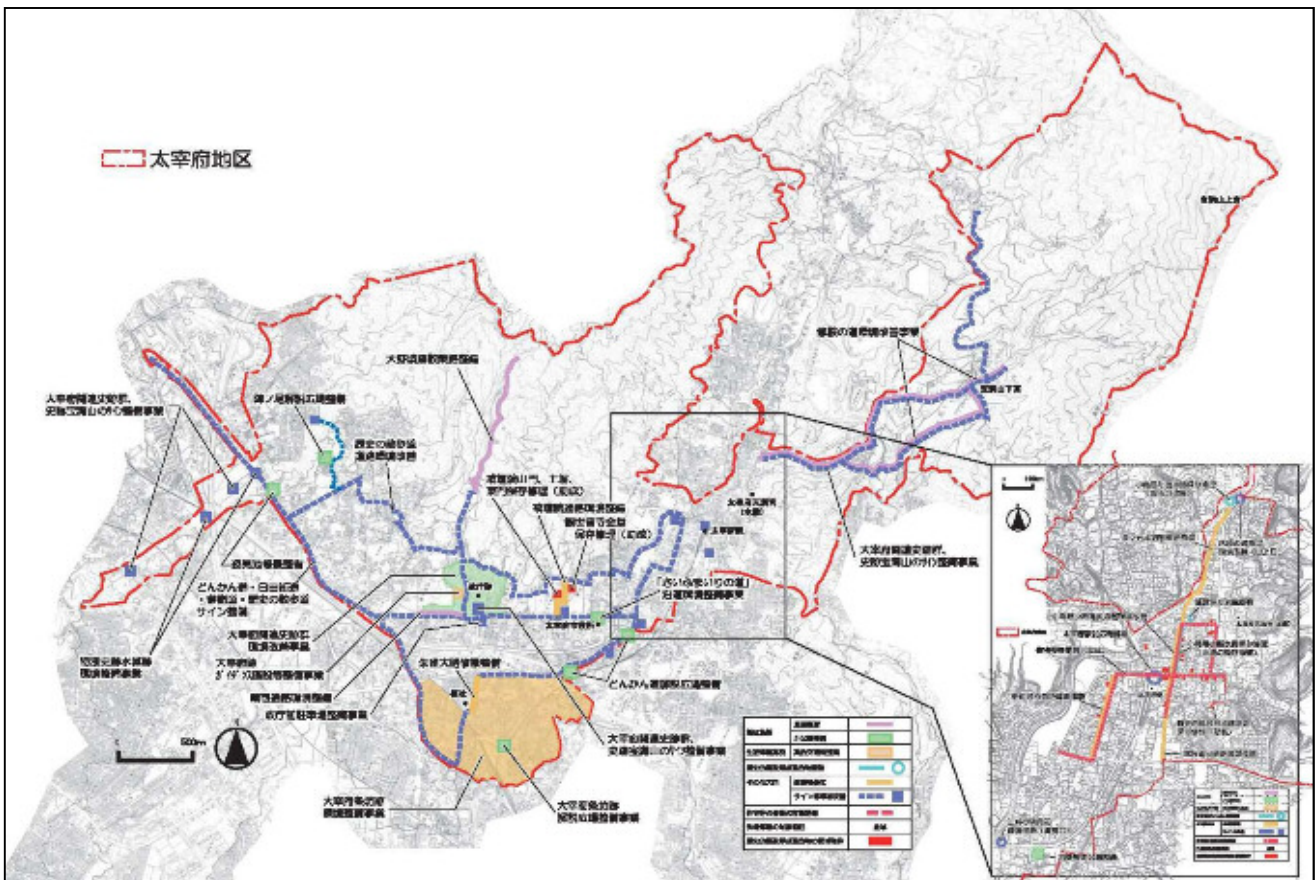
【区域図】

区域名又は地区名	太宰府地区
----------	-------



【整備方針図】

地区名	太宰府地区
-----	-------



別記様式第6 街なみ環境整備方針説明書

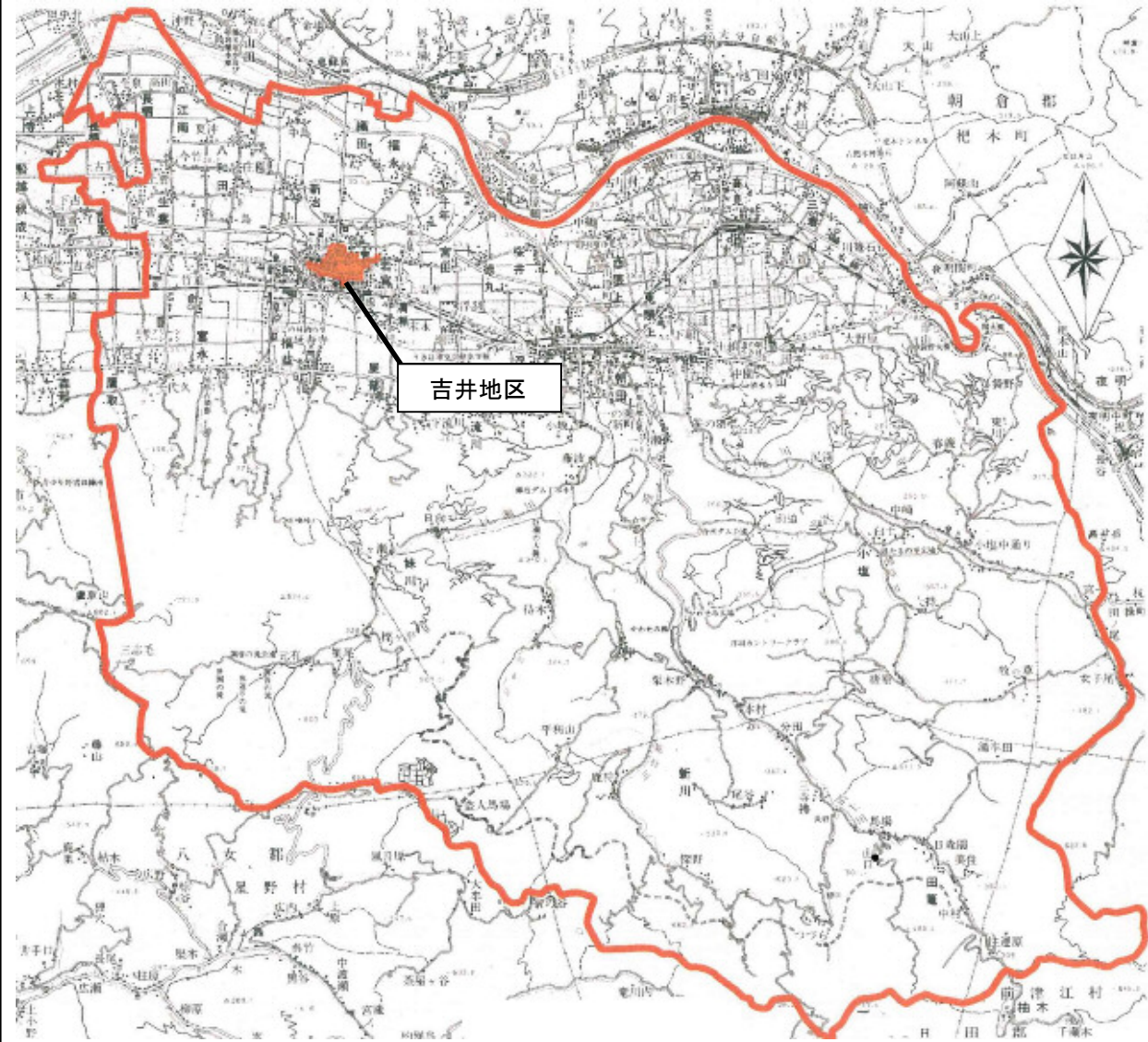
都道府県名	福岡県	市町村名	うきは市	区域名	吉井区域
区域現況	区域の概況		吉井地区は、うきは市の中心部に位置し、白壁土蔵づくりや清流が多く残っている地域である。		
	道路の現況		区域内の道路は、国道・県道・市道により構成されている。地域の中心部を東西に国道210号線、南北に県道甘木吉井線が走り、生活道路として市内を網羅する市道より成り立っている。		
	公園等の現況		吉井町の中心部であり、公園等は存在しない。		
	地区住民のまちづくり活動の概要		白壁土蔵の町並みを背景とした「小さな美術館めぐり」や「お雛様めぐり」などを地区住民の有志により開催している。また町づくり研究会「街道塾」も発足し、個性豊かな町づくりを行っている。		
区域の整備に関する基本計画	整備の目標		白壁土蔵づくりの町並みを有効に活用し、地域住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図る。		
	整備の時期		平成6年度～平成35年度		
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等 (平成30年度まで)	カラー舗装等による雰囲気づくり・歩行者専用化（時間制限・日祭日等）・電線の地中化 幅員4m未満の道路等については、拡幅できるよう推進する。		
		小公園等 (平成30年度まで)	点としての個性的な緑のポイントづくり、線としての連続した緑による沿道修景		
		その他 (平成30年度まで)	看板等のデザイン、自動販売機・電話ボックスのデザイン、サインのデザイン、生活環境の整備、地区防災施設の整備		
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	白壁土蔵づくりの保存、修復、白壁土蔵の町並みにマッチした住宅の修景。 新築や増築時には、道路中心線より2m以上後退して建物の配置等を行うよう指導する。		
		敷地	塀（土塀、海鼠壁）、生垣の導入		
その他の事項					

【位置図】

区域名または地区名

吉井地区

市町村位置図



街なみ環境整備促進区域  
街なみ環境整備事業地区